

各学校法人理事長 様

大阪府教育庁私学課長

私立学校情報機器整備費補助金（家庭学習のための情報機器整備支援事業・学校からの遠隔学習機能の強化事業・GIGAスクールサポーター配置促進事業・私立学校入出力支援装置購入事業）の計画調書の提出について（依頼）

標記について、文部科学省高等教育局私学部私学助成課長から別添のとおり依頼がありましたので、お知らせします。

つきましては、積極的な申請をご検討いただくとともに、事業計画の申請にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の法令等、下記事項及び別添通知を遵守の上、計画調書を作成し、提出してください。

## 記

### 1 募集対象事業

私立学校情報機器整備費補助金交付要綱（令和2年3月3日文部科学大臣決定）に定める事業のうち、以下の事業

- ①家庭学習のための情報機器整備支援事業
- ②学校からの遠隔学習機能の強化事業
- ③GIGAスクールサポーター配置促進事業
- ④私立学校入出力支援装置購入事業（府内での対象校が無いため参考送付となります）

※本事業は「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日変更閣議決定）及び「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）を踏まえ編成されたものであり、補助金執行の迅速性を確保するため、緊急性の観点からやむを得ず交付内定前に契約を行ったものに関し、令和3年度内の契約であれば補助対象として扱うこととする。ただし、他の補助要件を満たしていることが前提であることに留意すること。

※本事業の申請は、学校法人が設置する学校ごとに行うものとし、一つの学校が上記①から④の複数の事業に申請することも可能とする。

※補助対象学校種、補助対象経費、補助率等の本事業に関する詳細については、文部科学省依頼文（令和3年3月31日付け2高私助第45号）及び補助金交付要綱を十分にご確認ください。

### 2 提出書類

- (1) 事業計画一覧（別紙1）
- (2) 計画調書（様式1）
- (3) 採択理由書（様式2）
- (4) 入札の内容が分かる書類又は見積書の写し（見積依頼にあたっての仕様書含む）
- (5) その他参考となる資料（任意）

※上記1に記載の「③GIGAスクールサポーター配置促進事業」については、提出書類（3）及び（4）の提出は不要です。

### 3 提出期限及び提出方法等

#### (1) 提出期限

令和3年4月23日(金)【厳守】

#### (2) 提出方法

①上記2に記載の提出書類一式(紙媒体)を原則郵送により提出(部数:2部)

※提出書類に対して、書類種別ごとにインデックスを貼付する必要はありません。

※提出書類は、(1)から(5)の順にクリップ留めの上、クリアファイルに綴じて提出してください。

②上記2に記載の提出書類(1)については、提出方法①に加え、電子メールにより提出

※電子メールの件名は「【学校名】私立学校情報機器整備費補助金(端末以外)計画調書の提出について」としてください。

#### (3) 提出先

大阪府教育庁私学課小中高振興グループ

(郵送) 〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階

(電子メール) [shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp)

### 4 留意事項

①計画調書の作成にあたっては、文部科学省依頼文及び様式に記載された注意事項をご確認の上、作成するようにしてください。

②提出書類(4)において、補助事業が補助対象と対象外に分かれる場合は、採択業者の見積書の写し等にマーカー等を用いてわかりやすく明示するようにしてください。

③購入する機器等の定価表やカタログの提出は不要です。

④過去に補助事業で整備した設備を廃棄・更新する場合は、当時の事業計画書と実績報告書等を提出してください。

※文部科学省からの依頼文、様式は、大阪府ホームページに掲載しています。

HPアドレス <http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html>

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ 井上、吉田

電話: 06-6941-0351 (内線4852) / 06-6210-9274 (直通)

E-mail: [shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp)